

○神奈川県警察緊急配備規程の制定について

(平成4年5月1日例規第56号／神指発第150号／神ら企発第210号)

最終改正 平成31年3月26日例規第4号

各所属長あて 本部長

神奈川県警察緊急配備規程(昭和56年神奈川県警察本部訓令第9号)を改正し、神奈川県警察緊急配備規程として、平成4年5月7日から施行することとしたので次の諸点に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

おって、神奈川県警察緊急配備規程の制定について(昭和56年3月25日例規神指発第54号)は、廃止する。

記

従来 of 神奈川県警察緊急配備規程は、昭和56年に制定され運用されてきたが、最近 of 社会構造の変化による犯罪の多様化・広域化・スピード化等に対応するため、汎用電子計算機を導入した科学的な緊急配備システムが開発されたことから神奈川県警察緊急配備規程(以下「旧規程」という。)の見直しを行い、新たに神奈川県警察緊急配備規程(以下「新規程」という。)を制定し、効率的な緊急配備の運用を図ろうとするものである。